

## 「海外派遣社員 / 出張者をめぐる日本における税務」基礎講座

～納税者の種類による課税範囲、所得の種類と課税方法、外国税額控除、租税条約と国内法の関係、納税義務者の定義、国内源泉所得、確定申告、海外勤務者と住民税、年金通算協定、法人税及び源泉税の税務調査での否認事例、相手国での税務上の注意点等の基本解説～

開催日：2014年 1月28日（火）13：30～16：30 会場：東京・東宝土地会議室

講師：福本直樹氏 税理士 スーパーバイザー アクタス税理士法人

13：30

### < 1 > 納税者の種類による課税範囲

1. 基本的な考え方
2. 所得源泉地の判定基準
3. 所得の種類と課税方法
4. 国外源泉所得に係る二重課税問題
5. 海外勤務中に生じた日本の国内所得の事例

### < 2 > 租税条約

1. 租税条約と国内法の関係
2. 租税条約による税の減免
3. 短期滞在者免税

### < 3 > 納税義務者の定義

1. 居住者と非居住者の定義
2. 居住者の具体的判断基準
3. 租税条約の双方居住者排除規定

### < 4 > 国内源泉所得

1. 所得税法（国内法）による所得源泉地判断基準
2. 租税条約による所得源泉地基準
3. 退職金
4. 帰任ボーナス

### < 5 > 確定申告

1. 出国時の税務手続き
2. 外国税額控除（例題を含む）

### < 6 > 海外勤務者と住民税

1. 出国時 / 帰国時の住民税
2. 退職金と住民税

### < 7 > 年金通算協定

1. 海外勤務者の社会保険、労働保険
2. 社会保障の問題と解決

### < 8 > 法人税税務調査での否認事例

### < 9 > 源泉税税務調査での否認事例

### < 10 > 相手国での税務上の留意点 - ベトナムを事例に -

その他 相続税、納税証明、国外財産調書等（罰則に関する例）

16：30

質疑・応答 / 個別相談 \* 参加者の個別質問にもお答えします

## お申し込み要領

ご参加料金	1名 29,000円(資料代、消費税を含む) 1社複数名お申し込みの場合、お一人当たり26,000円に割引
申込先	マネジメント・トレーニング・センター 〒102-0073 千代田区九段北1-6-1 アリビオ九段6F 電話：03-6427-8040
申込方法	電話、ファクシミリ または、電子メールにてお申し込みください。 お申し込み受け付け次第、以下の書類をお届けいたします。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「受講票」：会場地図が記載されています。</li> <li>・「ご請求書」：お支払いは、銀行振り込みでお願いいたします。</li> <li>・あらかじめ「質疑」のご用意がございましたら、同封書類の「事前の質問事項」記入欄をご利用いただき、ファクシミリでお知らせください。</li> </ul>
FAXでのお申込	下の申込書に所要事項ご記入の上、 03-6427-8045に送信してください。
電話でのお申込	03-6427-8040にお電話ください。
電子メールでのお申込	kawanabe@bh.mbn.or.jp 宛に 申込セミナー名 貴社名 ご住所 お電話番号 FAX番号 ご所属・お役職 お名前を送信してください。

## E D M

### 「海外派遣社員 / 出張者をめぐる日本における税務」基礎講座(1/28) 申込書

お申込年月日      年    月    日

貴社名		TEL	
ご住所		FAX	
ご所属 お役職	(ふりがな) お名前		
ご所属 お役職	(ふりがな) お名前		
ご所属 お役職	(ふりがな) お名前		

ご記入いただいた情報は、当センターの事業ご案内の送付に利用させていただく場合がございます。何卒ご了承くださいませ。

Management Training Centre  
<http://www.e-adaa.com/mtc/index.html>